

令和 8 年

第 1 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

令和8年第1回志賀町議会定例会会議録

令和8年3月3日、第1回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午後2時00分 開会)

(出席議員12名)

1番	小 林 克 嘉
2番	梢 正 美
3番	表 谷 茂 浩
4番	中 谷 松 助
5番	福 田 晃 悦
6番	南 正 紀
7番	寺 井 強
8番	堂 下 健 一
9番	越 後 敏 明
10番	富 澤 軒 康
11番	櫻 井 俊 一
12番	林 一 夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	稲 岡 健太郎
副 町 長	山 森 博 司
教 育 長	間 嶋 正 剛
参 与	山 下 光 雄
町参事兼総務課長	村 井 直
富来支所長	町 居 義 人
企画財政課長	花 島 博 之
デジタル情報課	三 野 善 明
税 務 課 長	瀧 川 哲 也
住 民 課 長	横 田 義 浩
子育て支援課長	畑 中 豊 一
健康福祉課長	木 村 英 敏

環境安全課参事	柿 本 秀 洋
商工観光課長	大 家 英 明
農林水産課長	細 川 直 樹
まち整備課長	前 田 稔
上下水道課長	徳 田 敦 史
富来病院事務長	笠 原 雅 徳
会計管理者(会計課長)	東 山 和 憲
学校教育課長	大 島 信 雄
生涯学習課長	加 茂 野 敏

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	池 端 久 幸
議会事務局参事	山 田 美由紀
議会事務局主任	辻 口 晃 紘

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 承認第1号及び議案第3号ないし第39号（提案理由説明）
- 日 程 第 5 町長提出 議案第20号ないし第22号（質疑・委員会付託・討論・採決）

（ 開 会 ・ 開 議 ）

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和8年第1回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

福田晃悦議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、3番 表谷茂浩君、4番 中谷松助君を指名します。

日程第2 会期の決定

福田晃悦議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

福田晃悦議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 承認第1号及び議案第3号ないし第39号（提案理由説明）

福田晃悦議長 次に、本日町長から提出のありました、承認第1号及び議案第3号ないし第39号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡健太郎町長 議長。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 令和8年第1回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の冬を振り返りますと、能登特有の厳しい寒さと雪に見舞われる日もありましたが、ようやくその寒さも和らぎ、この志賀の地にも春の柔らかな日差しが差し込み始めております。

町内各所では、雪解けとともに春の花々が芽吹き、復興に向けて歩みを進める私たちの背中を後押ししてくれているかのような、希望を感じる季節を迎え

ました。厳しい冬の間、町政へのご理解とご協力を賜りました町民の皆様、並びに議員各位に深く感謝申し上げます。

令和6年の能登半島地震から、早いもので2年あまりが経過いたしました。この間、私たちは一歩ずつ、着実に歩みを進めてまいりました。インフラの応急復旧から始まった歩みは、今、本格的な「創造的復興」のステージへと移行しつつあります。

住まいの再建、生業の再生、そして何より町民の皆様の心のケアなど、課題は依然として山積しておりますが、私は「志賀町の再生」を胸に、安全・安心なまちづくりを加速させていく決意を、この春の訪れとともに改めて固くお誓い申し上げます。

私たちが今、取り組んでいる復興の歩みは、単に元に戻すことではありません。それは、「未来を担う子供たちに、どのような志賀町をバトンタッチできるか」という、極めて重要な問いへの答えでもあります。この2年間で改めて認識した豊かな自然環境や、先人から受け継いだ文化、伝統などを、いかにして持続可能な形へと昇華させていくかが、今まさに問われております。

本町といたしましても次世代に繋ぐべく、「持続可能な町づくり」に重点を置き、復興の歩みを加速させてまいります。「守るべき伝統」と「挑むべき革新」を融合させ、若者がこの町で夢を描き、安心して家庭を築ける環境を整えること。その未来への投資に全力を注ぐ決意であります。

それでは、町政の近況についてご説明いたします。

創造的復興を支える重要な柱の一つが、デジタル技術の活用による「安全・安心」の確保です。

まず、町ホームページのリニューアルについてです。

運用開始から11年が経過し、情報の主役はスマートフォンに変わりました。高齢者の方も直感的に使い、有事には緊急情報が最上部に自動表示される「命を守るサイト」へと、今月10日に刷新します。

その他、「妊娠・出産」や「おくやみ」といったライフイベントから、必要な手続きを直感的に探せるよう構成を変え、高齢者や障害のある方への配慮として、文字サイズや配色の調整機能を備え、スマートフォンの画面サイズに自動適応するレスポンス表示を実現します。

今後も「見つけやすく、使いやすい」情報発信に努め、町の魅力を広く発信してまいります。

次に、奥能登版デジタルライフライン事業、通称「のとピット」についてです。

本事業は、志賀町を含む能登6市町の住民を対象に、スマートフォンとマイナンバーカードを活用し、平時と有事を分けない「フェーズフリー」の考え方に基づく、全国的にも先駆的なデジタル基盤を構築する国の実証事業であります。

平時は、地域のスーパーや飲食店でのポイント付与、日々のウォーキングを通じた「健康増進」と「地域の絆」の見守りを推進します。一方で有事の際には、QRコードによる避難所へのチェックイン機能へと切り替わり、迅速かつ正確な避難状況の把握を可能にします。操作への不安を払拭するため、「ドコモショップ志賀店」のご協力をいただき、対面サポートや、富来支所での遠隔相談端末の設置など、「誰一人取り残さない」伴走支援を徹底してまいります。先月末には、町広報と併せて、操作手順から活用方法までを平易にまとめた「利用ガイド」を全戸に配布し、視覚的にも分かりやすい周知に努めております。

この機会に、日々の健康づくりや、もしもの時の安心・安全に繋がっていただけるよう、町民の皆様には、積極的に「のとピット」をご登録いただき、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

次に「トキの放鳥について」であります。

来る5月末、羽咋市において、本州初となるトキの放鳥が実施されます。

トキが大空を舞う姿を取り戻すこの試みは、単なる自然保護の枠を超え、私たちが震災を乗り越え歩んできた「創造的復興」を象徴する希望の光であります。

野生動物に境界線はありません。羽咋市で放鳥されたトキが、豊かな餌場を求め、この志賀町の地に舞い降りる日は、そう遠くないと思います。本町でも、これを機に、減農薬栽培やビオトープの整備などを一層推進し、安全・安心な農産物のブランド化へと繋げるとともに、この「トキの舞う空」を、能登全域の新たな魅力として磨き上げ、エコツーリズムなどの広域連携を通じて、次世

代に誇れる持続可能な地域づくりを力強く進めてまいります。

次に、「志賀原子力発電所について」であります。

国民生活の安定と経済活動の持続的な発展を図る上で、エネルギーの安定供給は極めて重要な課題であります。現在、我が国のエネルギー自給率は約1割と低迷し、電力供給の7割近くを火力発電に依存している現状に鑑みれば、安全性の確保を大前提とした上で、原子力や再生可能エネルギーといった脱炭素電源を最大限活用していくことが不可欠であります。

こうした中、中部電力浜岡原子力発電所の審査において発覚した不適切な事案は、立地地域住民のみならず、国民の原子力行政に対する信頼を著しく損なうものであり、誠に遺憾と言わざるを得ません。

本町といたしましては、北陸電力に対しても、現在進められている新規制基準適合性審査において、こうした事態を教訓に、より一層「安全最優先」の徹底を求めてまいります。今後とも、いかなる妥協も排し、慎重かつ丁寧な審査対応に臨むよう、強く要請していく所存であります。

それでは、令和8年度の当初予算案について、その概要をご説明いたします。

被災された皆さまの生活再建の大きな障壁であった被災家屋の公費解体は、昨年末に概ね完了を迎えることができました。これにより、私たちの歩みは「応急の対応」から、皆さまがこの町で安心して一生を過ごせるための本格的な「まちの再生」という新たなステージへと着実に移行しております。

令和8年度は、この再生を確かなものにするため、「生活の基盤と未来への布石を確立する“礎を築く年”」と位置付けました。

単なる復旧に留まることなく、人口減少という厳しい現実から目を逸らさず、皆様の大切な家族が、そして未来を担う子供たちが「志賀町に住み続けたい」と心から思える町を創るための、未来志向の予算として編成しております。

これらを反映した令和8年度の一般会計当初予算は、総額246億円を計上いたしました。前年度比では、公費解体の完了等により一見すると前年度より予算額は減少しておりますが、震災前の令和5年度の当初予算（122億8,000万円）と比較すれば、依然として2倍に及ぶ大規模な編成です。この予算を最大限に活用し、町民の皆様が希望を持てる志賀町の未来を切り拓いてまいります。

町税収入につきましては、個人町民税において前年度実績を上回る増額を見

込んでいるものの、固定資産税における大規模償却資産の減などの影響もあり、町税全体では対前年度比で約3,000万円減の約38億6,000万円となる見通しであります。

地方交付税については、災害廃棄物処理事業債の償還開始に伴う交付税措置額の増加により、対前年度比7億円増の48億円を見込んでおります。

国庫支出金は、公費解体の完了に伴う災害廃棄物処理事業費補助金の減額により、対前年度比で約59億4,000万円減の約63億7,000万円を計上いたしました。これに対し県支出金では、農林水産業関係災害復旧事業費補助金を増額確保し、対前年度比約3億1,000万円増の約38億7,000万円を見込んでおります。

また、財源の不足を補う基金繰入金については、財政調整基金に加え、行政情報化整備推進基金や公共施設等整備基金、令和6年能登半島地震復興基金などを戦略的に活用し、約11億8,000万円を計上いたしました。

町債については、公費解体の終了により災害廃棄物処理事業債が大幅に減少したものの、避難拠点施設や新設道路の整備を加速させるため過疎対策事業債を増額し、全体で約29億7,000万円を計上しております。

次にこれら貴重な財源を投じる歳出の概要について申し上げます。

本予算においては、何よりも「災害復旧」と「復興関連事業」を最優先に編成いたしました。

まず、道路や河川、そして皆様の生業を支える農地や漁港といったインフラの復旧、さらには庁舎や学校、体育施設などの公共施設の再生といった町民生活の土台を立て直す災害復旧事業に、総額で約71億4,000万円を投じます。地区集会所や神社等のコミュニティ施設の再建に3億150万円、被災した宅地の復旧支援に1億9,166万円、住宅の耐震化支援に3,800万円など計上しており、安心できる住環境の再生に全力を尽します。

次に、町の未来を形作る「創造的復興リーディングプロジェクト」の5つの柱について、その詳細をご説明いたします。

第1に、「災害復興公営住宅の整備」でございます。

震災により居住の場を失い、自力での住宅再建が困難な方々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていただけるよう、令和9年度中の入居開始を目指し、新年度は設計などに約4,800万円を計上しました。

第2に、富来義務教育学校の整備でございます。

震災で甚大な被害を受けた富来小学校の子供たちが、今も不自由な環境で学んでいる現状を、私は一日も早く解消したいと考えております。

本事業の進捗状況と今後の展望についてご説明いたします。まず、保護者や町民の皆様との対話についてです。

本年1月27日には、とぎ保育所および富来小・中学校の保護者を対象に説明会を開催し、46名の方にご参加いただきました。次に、2月16日には町民全体を対象とした説明会を開催し、69名の皆さまにご参加いただきました。

これらの説明会では、「工事期間中のグラウンド利用」や「騒音対策」といった建設過程への不安の声だけでなく、「魅力ある学校づくりを目指してほしい」という前向きなご要望も数多く寄せられました。今後も引き続き、丁寧な説明の機会を設け、関係者の皆様のご意見を真摯に伺いながら、児童生徒にとって最善の教育環境を整えてまいります。

今後のスケジュールにつきましては、新年度より設計作業を本格化させ、令和9年度・10年度の2か年をかけて建設工事を実施し令和11年度の開校を目標として掲げております。令和8年度は、基本・実施設計委託料および用地購入費として、約1億3,600万円を計上しました。また、早期に「開校準備委員会」を組織し、ハード面のみならず、教育カリキュラムや学校運営についても、保護者・町民・教職員の皆様とともに知恵を絞り、準備を加速させてまいります。

志賀町の未来を担う子どもたちが、安全で質の高い教育を受け、笑顔で通える学び舎を一日も早く提供できるよう、全力を挙げて本事業を推進してまいります。

第3に、「避難拠点施設の整備」でございます。

富来地域には、義務教育学校と同じ敷地内に新年度、約15億円を投じて整備を進め、志賀地域においても約3,400万円をかけて計画を策定し、町全体の防災力を飛躍的に高めます。

富来地域の避難拠点施設については、義務教育学校の供用開始に先んじて、令和8年度・9年度の2か年で集中的に工事を実施する予定です。志賀地域においても避難拠点施設の整備を迅速に進めるべく、基本計画の策定に約3,400

万円を計上しており、町の南北両地域において、町民の命を守る強靱な体制を構築してまいります。

第4に、「道の駅とぎ海街道周辺の再整備」でございます。

ホテルの新設やサイクリング拠点の整備など、皆様の声を形にした計画に基づき、地域の活力を生む拠点づくりに着手いたします。

新年度には、整備の指針となる「基本計画策定委託料」と「多目的広場の完成記念イベント委託料」を合わせ、計850万円を計上しております。今後は国の交付金等も効果的に活用しながら実施設計を進め、本町の新たな活力を生む拠点づくりを着実に形にしていまいります。

第5に、「関係人口創出事業」でございます。

新たに「志賀町ファンクラブ」を設立し、町外の支援者との強い「絆」を育んでまいります。本事業の推進にあたっては、外部視点を持つ地域おこし協力隊を積極的に登用し、柔軟な発想で事業を展開してまいります。これら隊員の活動経費を含め、関連予算として約1,800万円を計上しております。

以上の5事業が新年度予算に盛り込んだ創造的復興リーディングプロジェクトの事業であり、町の復興に向け、積極的に取り組んでまいります。

そのほか、新年度の施策について申し上げます。

住まいの再建についても、誰一人として取り残しがいないよう、制度の網から漏れがちな半壊や一部損壊の世帯に対し、約2億300万円の独自支援金を確保しました。仮設住宅にお住まいの皆様が、一日も早く安住の地を得られるよう、専門窓口による個別訪問や引越し代の助成など、お一人おひとりに寄り添った伴走型の支援を徹底いたします。

子育て支援におきましても、本町ならではの手厚い施策を展開いたします。

新たに「ウェルカムベビー応援金」を創設し、お子さんが生まれたら出生順位に関わらず、一律30万円を給付します。事業費1,200万円を確保して、若い世代が安心して家族を育める環境を整えます。

さらに、保育園給食に関する支援についても、子育て世帯の実情を重く受け止め、一歩踏み込んだ施策を展開いたします。

保育園での完全給食の実施に向けた設備改修や食材費、また私立保育園への補助金等として、約920万円を計上しました。持続可能かつ公平な制度設計の

もと、子どもたちの健やかな成長を食の面からも支えてまいります。

国においては、「こどもまんなか」の理念のもと、子育て支援施策のさらなる充実を図るべく、新年度より「特定乳児等通園支援事業」を全国展開する運びとなりました。本町におきましても、保護者の就労要件にかかわらず、生後6カ月から満3歳未満の未就園児の通園を可能とする本事業に、約260万円を計上いたしました。在宅で子育てをされている家庭の育児負担を軽減し、乳児期からの集団生活の機会を提供することで、孤立しがちな家庭への早期支援につなげるとともに、町内の公立保育園や民間認定こども園との連携を深め、地域の実情に即した運用を進めてまいります。

子どもは地域にとっての宝であり、未来を担う希望そのものです。町民の皆様と力を合わせ、志賀町らしい温かみのある、そして全国に誇れる子育て環境の実現に全力で取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

次に、地方創生人材支援制度（グリーン専門人材）についてです。

近年、気候変動への対応は避けて通れない喫緊の課題です。本町においても、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、公共施設のLED化を強力に推進する必要があります。

2027年の蛍光管製造禁止や、国の「2030年LED化100パーセント」目標を背景に、設備の更新は待ったなしの状況です。この施策を加速させるため、国の「地方創生人材支援制度」を活用し、来年度から2年間、民間からグリーン専門人材を招聘いたします。

当初予算には、調査および人材活用費として約800万円を計上しました。外部の高度な知見により省エネ施策を確実に遂行してまいります。なお、派遣人材についてはマッチングが整い次第、今会期中にご紹介する予定です。

次に、地域防災計画の見直しについてであります。

去る2月20日に開催された「第2回志賀町防災会議」では、防災の有識者や専門家、実際に避難所運営に携わった町の女性職員、医療・福祉関係者や防災士、消防機関など、多様な視点を持つ委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。これらを反映した今年度の修正案について、全会一致で承認をいただいたところであります。

今回の見直しでは、令和6年能登半島地震の教訓と検証に基づき、町内16地区に最低1か所は指定避難所を設けることを決定いたしました。これにより、現行の14か所から27か所へと指定避難所を増設し、地域住民がより迅速かつ安全に避難できる体制を整えてまいります。

併せて、石川県が公表した新たな被害想定や、今年の水害期から運用開始となる新たな防災気象情報の反映、さらには避難所の生活環境向上や物資供給体制の強化についても計画に盛り込んでおります。

これらの取り組みを次年度以降、より具体的かつ実効性の高いものとするため、当初予算に計画改定及び受援計画の修正業務委託料として、約1,270万円を計上いたしました。

来年度は、この予算を活用し、原子力防災に関する重要な見直しにも着手いたします。現在、石川県において避難計画要綱の改定が進められており、この計画との整合を図りつつ、本町の「原子力災害避難計画」を修正してまいります。また、「備蓄計画」を見直し、指定避難所への新たな防災倉庫の設置や、町民の皆様に備蓄の重要性を強力に啓発してまいります。

地域防災計画の見直しは、単なる書類の更新ではなく、町民の皆様の命と暮らしを守るための根幹となる取り組みです。今後も不断の検証を行い、地域の防災力を着実に高めてまいります。

なお、今年度の地域防災計画の詳細につきましては、会期中の全員協議会で説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

このことに関連する「行政組織の改編」について申し上げます。

震災の教訓を風化させることなく、防災体制を根本から強化するため、4月より現在の環境安全課を、防災・危機管理に特化した「危機対策課」と、住民生活に密着したサービスを担う「生活環境課」に分割・再編いたします。地域防災計画の不断の見直しや、原子力防災対策の深化、さらには避難所の管理運営体制の強化など、山積する課題に迅速かつ的確に対応していくためには、行政組織そのものの執行体制を抜本的に強化する必要があります。

また、「生活環境課」においても、一般廃棄物処理、不法投棄対策や資源リサイクル、さらには再生可能エネルギーなど、町民の皆様の日々の暮らしに直結する行政課題に対して、これまで以上にきめ細かく、丁寧な対応が可能とな

ります。

この組織改編は、震災の教訓を風化させることなく、「災害に強いまちづくり」を町政の柱として明確に位置づけるためのものであります。新体制のもと、全庁一丸となって町民の皆様の安全・安心を確かなものにしていく決意でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、一般会計当初予算の主要な施策を申し上げます。

次に、各特別会計及び事業会計の当初予算の概要について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計につきましては、「子ども・子育て支援金制度」の創設や標準保険税率に基づく税率改定により、保険税の増額を見込んでおります。一方で、被保険者数の減少やシステム改修の完了、返還金の皆減などにより、総額では前年度比約3億4,300万円の減額となります。

また、後期高齢者医療保険特別会計は、国保同様、制度改正に伴う保険料率の改定等により、前年度比約8,300万円の増額となり、介護保険特別会計につきましても、介護給付費の増加に対応するための繰入金の増などにより、前年度比約3,300万円の増額となります。町立診療所事業特別会計は、概ね前年並みの水準となります。

次に、水道事業会計であります。人口減少に伴う減収という構造的な課題に直面し、依然として厳しい経営環境にあります。しかしながら、町民の生命を支える最重要インフラとして、浄水施設の更新や配水池の耐震化を停滞させるわけにはまいりません。特に、甚大な被害を受けた管路の災害復旧を加速させるため、建設改良費は前年度比約4億800万円の大幅な増額となります。下水道事業会計においても同様に、災害復旧費が大きく嵩む状況であり、いかなる困難があろうとも、この生活基盤を必ずや守り抜くという強い使命感を持って、インフラ再生に挑む予算編成としております。

最後に、町立富来病院事業会計について申し上げます。施設の復旧を終え、病院機能は概ね回復いたしました。人口減少による収益減など、経営を取り巻く環境は予断を許しませんが、地域医療の最後の砦として、町民の皆様が安心して暮らせる医療体制を堅持してまいります。

以上、各会計の概要を申し上げます。

令和8年度予算は、制度改正への適切な対応とともに、震災からの「完全な

る復興」と「次世代への基盤づくり」を両立させるための、極めて重い意味を持つ予算であります。

地震からの復興は、来年度以降も続く、決して平坦ではない道のりです。被災された方々へのたゆまぬ支援、インフラの完全復旧、生業の再建、そして安全な住環境の整備。これら喫緊の課題に加え、復旧・復興事業を支えるために借り入れた町債の償還負担も年々増加してまいります。震災関連の財政需要のみならず、社会保障経費をはじめとする扶助費も高い水準で推移しており、本町の財政運営は、今、かつてないほど厳しい試練の中にあります。

今、本町は人口減少という「静かなる危機」と、震災からの再生という「目に見える試練」の真っ只中にあります。私は、この難局を乗り越えるため、今後の行財政運営のあり方を抜本的に見直してまいります。

既存事業の縮小や廃止、公共施設の統廃合など、時には痛みを伴う判断を迫られることもあるでしょう。しかし、それらはすべて、私たちが愛するこの志賀町を次代へとつなぐための、避けては通れない道であります。私はこの苦境を、単なる復旧にとどめるつもりはありません。

「町民の安心を第一に、次世代に誇れる志賀町を創り上げる」

この強い覚悟のもと、たとえ財政状況が厳しくとも、必要な投資は断行し、無駄は徹底して省く。そうした「選択と集中」の先にある、持続可能な町づくりに全力を尽くしてまいります。

志賀町の次代を担う子どもたちに、震災の苦難を乗り越え、再び活力を取り戻した「元気な志賀町」を確実につないでいくこと。それが、今を生きる私たちの使命であります。

私とその先頭に立ち、不退転の決意で行財政の基盤強化と健全化に取り組んでまいります。町民の皆様、そして議員各位におかれましては、この未曾有の事態を共に乗り越えていただくべく、格段のご理解と力強いご協力を心からお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明いたします。

案件は、一般会計の補正予算に係る専決処分の承認が1件、令和7年度の一般会計及び各会計の補正予算が7件、条例の制定や改廃に係る議案が10件、工

事請負契約に係る議決の一部変更の議案が3件、公の施設の指定管理の指定や指定の期間の変更に係る議案が8件、志賀町過疎地域持続的発展計画の変更に係る議案が1件、令和8年度の各会計の当初予算の議案が8件の、合わせて38件であります。

承認第1号 令和7年度志賀町一般会計補正予算（第9号）については、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の実施に係る所要額を補正し、専決処分したものであります。

議案第3号 令和7年度志賀町一般会計補正予算（第10号）については、震災により発生した廃棄物の処理費用や、皆様の住まいの再建を力強く支えるための「住まい再建支援金」を増額いたしました。一方で、各事業の完了見込みに合わせ、精査した予算の調整を行うものです。

特別会計におきましても、事業の精算に伴う補正をお願いしております。

議案第4号から第6号は、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各会計について、実績に基づき基金の積み立てや給付費の精算を行うものです。

また、議案第7号から第9号の公営企業会計では、水道管の緊急改善や、能登半島地震の災害復旧費の財源更正、そして富来病院における職員の処遇改善や設備の維持管理に必要な費用を計上いたしました。

議案第10号から議案第19号については、条例の制定及び改廃についてであります。

議案第10号 志賀町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、子ども・子育て支援法の改正を受け、育児に不安を抱えるご家庭を早期に支えるための「特定乳児等通園支援事業」の運営基準を新たに定めるものです。

議案第11号 志賀町課制条例等の一部を改正する条例については、4月からの組織改編に向け、防災の要となる「危機対策課」の新設などを行うものです。

議案第12号 志賀町行政手続条例の一部を改正する条例については、行政手続法の一部改正に伴い、聴聞及び弁明の機会の付与を行うにあたり、不利益処分の名宛人となるべき者等の所在が判明しない場合において行うことができる通知の方法を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号 志賀町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例については、防災行政無線の工事に伴い不要となった装置を撤去したことから、庁舎内における施設名称を現在の実態に合わせ、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づき手当の名称を改めるとともに、自費で民間駐車場を利用して通勤する職員に対し、月額5,000円を上限とした通勤手当を新たに支給できるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 志賀町手数料条例の一部を改正する条例については、閉庁時でも各種証明書が取得できるコンビニ交付の利用促進を目的として、コンビニ交付による証明書交付手数料を減額するため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令等の改正に伴い、国民健康保険税に新たな課税項目を設けるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 志賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、暫定賦課を廃止し、保険料の算定方法を明瞭化するとともに、国民健康保険税及び介護保険料の納付期限と統一するため、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 志賀町給水条例等の一部を改正する条例については、災害時における迅速な復旧体制を確保するため、他市町村の指定工事業者等についても、本町の給水・排水設備工事に従事できるよう、関係条例について所要の改正を行うものであります。

議案第19号 能登リゾートエリア増穂浦条例を廃止する条例については、借地相手方との土地賃貸借契約の終了に伴い、当該施設の運営を停止するため、当該条例を廃止するものであります。

議案第20号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更については、令和7年第2回定例会で議決をいただいた「町道第740号西山羽咋線道路災害復旧工事（6災10883号）3工区」に係る請負契約の変更を行うものであります。

変更内容につきましては、アスファルト殻の処分地の変更（遠方処分地）及び舗装復旧面積の減工に伴い請負額を増額するもので、契約金額を127万500円

増額し、5,652万3,500円に変更するものであります。

議案第21号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更については、令和7年第2回定例会で議決をいただいた「町道第253号赤住若葉台線道路災害復旧工事（6災5064号外）」に係る請負契約の変更を行うものであります。

変更内容につきましては、アスファルト殻の処分地の変更（遠方処分地）及び舗装復旧面積の減工に伴い請負額を増額するもので、契約金額を286万2,200円増額し、9,966万2,200円に変更するものであります。

議案第22号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更については、令和7年第2回定例会で議決をいただいた「定住促進住宅地造成事業Eブロック宅地造成等工事」に係る請負契約の変更を行うものであります。

変更内容につきましては、腐葉土など土質状態が粗悪なため、土砂の置き換えの増工に伴い請負額を増額するもので、契約金額を2,128万6,100円増額し、1億3,115万4,100円に変更するものであります。

議案第23号から議案第29号については、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。各施設の指定の期間が令和8年3月31日で満了することから、引き続き、現在の指定管理者を、令和13年3月31日までの5年間、指定するものであります。

議案第30号については、志賀町とぎ実験農場の指定管理者である株式会社スギョファームの指定期間を4年短縮し、本年3月31日までとするものであります。

議案第31号 志賀町過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、志賀町過疎地域持続的発展計画の変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号から議案第40号までは、一般会計ほか7会計の令和8年度の当初予算についてであります。

予算の内容については、先程、主な施策の説明をさせていただきましたが、細部につきましては、別途、予算審議の場においてご説明申し上げます。

以上、提出案件の概要説明とさせていただきますが、詳細については、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれま

しては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 議案第20号ないし第22号（質疑・委員会付託・討論・採決）

福田晃悦議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第20号ないし第22号を議題とします。

（ 質 疑 ）

福田晃悦議長 これより、各案に対する質疑を許します。

（質疑なし）

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 委 員 会 付 託 省 略 ）

福田晃悦議長 お諮りします。

各案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

（ 討 論 ）

福田晃悦議長 これより、各案に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準102項により、討論は一括して行うことを許します

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言なし）

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言なし）

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

初めに、町長提出 議案第20号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について「町道第740号西山羽咋線道路災害復旧工事（6 災10883号）3 工区」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立11名）

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第21号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について「町道第253号赤住若葉台線道路災害復旧工事（6 災5064号外）」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立11名）

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

続いて、町長提出、議案第22号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について「定住促進住宅地造成事業Eブロック宅地造成等工事」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立11名）

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

(休 会)

福田晃悦議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明４日から９日までの６日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、明４日から９日までの６日間は、休会することに決しました。

次回は、３月10日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午後２時47分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第4号

例月出納検査の結果について

(令和8年1月26日実施)

2 議長報告第5号

財政援助団体等監査の結果について

3 入札結果調書について

(令和8年1月15日 5件)

(令和8年1月29日 8件)

(令和8年2月5日 1件)

(令和8年2月26日 9件)